

令和 7 年度建設工事競争入札参加者の格付基準について（お知らせ）

1. 建設工事競争入札参加者の格付基準について

本市では、平成 28 年度から競争入札参加者の格付基準を**総合点数**（建設工事における参加希望業種ごとに、経営事項審査の結果をもとにした「客観的事項による客観点数」と、長浜市独自に設定した「主観的事項による主観点数」とを合計した点数）と**技術者等の要件**により決定しております。

◎長浜市の格付基準

$$\text{総合点数} = \text{客観点数} + \text{主観点数}$$

（経営事項審査の結果） （長浜市独自の設定）

- ・工事成績
- ・経営管理
- ・社会性
- ・信用状況

2. 格付基準点数について

格付 5 業種 ※令和 6 年度と変更ありません。

土木一式工事	令和 7 年度
A 号	7 8 0
B 号	7 0 0
C 号	6 0 0
D 号	—

建築一式工事	令和 7 年度
A 号	7 1 5
B 号	6 2 5
C 号	—

舗装工事	令和 7 年度
A 号	8 0 0
B 号	—
C 号	新規登録

電気設備工事	令和 7 年度
A 号	7 5 0
B 号	—
C 号	新規登録

給排水冷暖房工事	令和 7 年度
A 号	7 0 0
B 号	—
C 号	新規登録

注 新規登録の事業者については、該当する業種の最下位の格付区分に、少なくとも 1 年間格付する。

3. 格付区分及び請負工事標準額について

格付5業種 ※令和6年度と変更ありません。

土木一式工事	請負工事標準額
A号	3000万円以上
B号	1100万円以上 3000万円未満
C号	550万円以上 1100万円未満
D号	550万円未満

建築一式工事	請負工事標準額
A号	5500万円以上
B号	5500万円未満
C号	1700万円未満

舗装工事	請負工事標準額
A号	1100万円以上
B号	1100万円未満
C号	600万円未満

電気設備工事	請負工事標準額
A号	1100万円以上
B号	1100万円未満
C号	600万円未満

給排水冷暖房工事	請負工事標準額
A号	1100万円以上
B号	1100万円未満
C号	600万円未満

4. 格付区分別有資格技術者基準について

格付5業種 ※令和6年度と内容の変更はありません。

土木一式工事	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者	合計
A号	2人以上	3人以上	5人以上
B号	—	2人以上	2人以上
C号	—	1人以上	1人以上
D号	—	—	—

※A号については「土木工事業」の特定建設業許可が必要

建築一式工事	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者	合計
A号	2人以上	2人以上	4人以上
B号	—	1人以上	1人以上
C号	—	—	—

※A号については「建築工事業」の特定建設業許可が必要

舗装工事	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者	合計
A号	—	2人以上	2人以上
B号	—	—	—
C号	—	—	—

※A号については技術職員のうち舗装施工管理技術者が2人以上でかつ、このうち1級資格者が1人以上必要

B・C号については舗装施工管理技術者が1人以上必要

電気設備工事	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者	合計
A号	—	2人以上	2人以上
B号	—	—	—
C号	—	—	—

給排水冷暖房工事	監理技術者資格者証保有者	左記以外の主任技術者有資格者	合計
A号	—	2人以上	2人以上
B号	—	—	—
C号	—	—	—

注 この表における主任技術者有資格者は、建設業法第7条第2号ハに規定する者とする。

ただし、実務経験を必要とする者を除く。

5. 本市建設工事等競争入札参加者における格付基準の主観点項目について

下表の各主観点項目について、右欄に示した点数を主観点として加減点します。

なお、令和7年度の格付（令和6年度申請分）から、（3）社会性から、消防団への協力活動を削除し、滋賀県の「美知メセナ制度」または「淡海エコフオスター制度」の登録を追加しておりますのでご注意ください。

※変更箇所の詳細については別紙1 令和7年度建設工事競争入札参加者の格付基準のうち、主観点項目の変更について（お知らせ）をご覧ください。

主観点項目（令和7年度）	主観点数
（1）工事成績 参加希望工事別の4年間の工事成績評定点の平均 ※ 令和3年1月1日から令和6年12月31日までに完了検査を終了したもの。	次の計算式により算出した点数 $(\text{工事成績評定点の平均値} - 65) \times 5$ 範囲 - 325 ～ + 175
（2）経営管理 ① ISO9001の取得 （申請日において認証を取得しているもの。） ② ISO14001またはエコアクション21等の取得 （申請日において認証を取得しているもの。） ※ ISO14001またはエコアクション21等は重複しての加点は行わない。	ISO9001 + 10 ISO14001 またはエコアクション21等 + 10
（3）社会性 ① 若年技術者の雇用 （令和6年1月1日時点で35歳以下の技術職員の人数） ② 滋賀県女性活躍推進企業認証制度による認証企業 （申請日において認証を取得しているもの。） ③ 災害協定の締結 （申請日において本市と災害協定を締結している団体に加入しているもの。） ④ 滋賀県の「美知メセナ制度」または「淡海エコフオスター制度」の登録 （申請日において「美知メセナ制度」又は「淡海エコフオスター制度」に登録し、且つ活動を継続していること。） ※ 美知メセナ制度又は淡海エコフオスター制度は重複しての加点は行わない。 ⑤ 障害者の雇用 （申請日において雇用しているもの。） ⑥ 保護観察対象者等の就労支援 1 申請日において大津保護観察所に協力雇用主として登録しているもの。 2 申請日以前2年間において協力雇用主として保護観察対象者を3か月以上雇用していたもの。	技術職員のうち1人 + 3 技術職員のうち2人 + 6 技術職員のうち3人以上 + 9 一つ星企業 + 3 二つ星企業 + 6 三つ星企業 + 9 本市と協定締結している団体に加入 + 5 美知メセナ制度 または淡海エコフオスター制度 + 10 障害者を1人雇用 + 3 障害者を2人以上雇用 + 6 協力雇用主としての登録 + 5 協力雇用主として直接雇用 + 5

(4)信用状況

① 入札参加停止状況

(令和5年1月1日から令和6年12月31日までの2年間の
入札参加資格停止歴)

1か月未満 - 5

1か月以上 2か月未満 - 10

2か月以上 3か月未満 - 20

3か月以上 6か月未満 - 30

6か月以上 12か月未満 - 50

12か月以上 - 70

②不正または不誠実な行為

完成工事高の嵩上げや市の「工事担当者にかかる業務用携帯
電話の使用に際して」にかかる不正行為等について、悪質の度
合いに応じ客観点の2%の範囲で減点する。

令和 6 年 1 月 1 0 日
長浜市総務部契約管理課

令和 7 年度建設工事競争入札参加者の格付基準のうち、
主観点項目の変更について【修正】（お知らせ）

※本市ホームページにて令和 5 年 9 月 1 日付で、令和 7 年度の格付（令和 6 年度申請分）から主観点項目の一部変更を行うことについて周知しておりましたが、下表の日付に一部誤りがございましたので、修正のうえ再周知いたします。

本市建設工事等競争入札参加者における格付基準の主観点項目について

下表の各主観点項目について、右欄に示した点数を主観点として加減点します。

主観点項目（令和 7 年度（令和 6 年度申請分））	主観点数
（1）工事成績 参加希望工事別の 4 年間の工事成績評定点の平均 ※ 令和 2 3 年 1 月 1 日から 令和 5 6 年 1 2 月 3 1 日までに完了検査を終了したもの。	次の計算式により算出した点数 $(\text{工事成績評定点の平均値} - 65) \times 5$ 範囲 - 3 2 5 ～ + 1 7 5
（2）経営管理 ① I S O 9 0 0 1 の取得 （申請日において認証を取得しているもの。） ② I S O 1 4 0 0 1 またはエコアクション 2 1 等の取得 （申請日において認証を取得しているもの。） ※ I S O 1 4 0 0 1 またはエコアクション 2 1 等は重複しての加点は行わない。	I S O 9 0 0 1 + 1 0 I S O 1 4 0 0 1 またはエコアクション 2 1 等 + 1 0
（3）社会性 ① 若年技術者の雇用 （令和 5 6 年 1 月 1 日時点で 3 5 歳以下の技術職員の人数） ② 滋賀県女性活躍推進企業認証制度による認証企業 （申請日において認証を取得しているもの。） ③ 災害協定の締結 （申請日において本市と災害協定を締結している団体に加入しているもの。） ④ 消防団への協力活動 （申請日において本市消防団員を雇用しているもの。） ④ 滋賀県の「美知メセナ制度」または「淡海エコフォスター制度」の登録 （申請日において「美知メセナ制度」又は「淡海エコフォスター制度」に登録し、且つ活動を継続していること。） ※美知メセナ制度又は淡海エコフォスター制度は重複しての加点は行わない。	技術職員のうち 1 人 + 3 技術職員のうち 2 人 + 6 技術職員のうち 3 人以上 + 9 一つ星企業 + 3 二つ星企業 + 6 三つ星企業 + 9 本市と協定締結している団体に加入 + 5 消防団員として活動している従業員 1 人雇用 + 5 2 人以上雇用 + 1 0 美知メセナ制度 または淡海エコフォスター制度 + 1 0

⑤障害者の雇用 (申請日において雇用しているもの。) ⑥保護観察対象者等の就労支援 1 申請日において大津保護観察所に協力雇用主として登録しているもの。 2 申請日以前2年間に於いて協力雇用主として保護観察対象者を3か月以上雇用していたもの。	障害者を1人雇用 + 3 障害者を2人以上雇用 + 6 協力雇用主としての登録 + 5 協力雇用主として直接雇用 + 5
(4)信用状況 ① 入札参加停止状況 (令和45年1月1日から令和56年12月31日までの2年間の入札参加資格停止歴) ②不正または不誠実な行為 完成工事高の嵩上げや市の「工事担当者にかかる業務用携帯電話の使用に際して」にかかる不正行為等について、悪質の度合いに応じ客観点の2%の範囲で減点する。	1か月未満 - 5 1か月以上 2か月未満 - 10 2か月以上 3か月未満 - 20 3か月以上 6か月未満 - 30 6か月以上 12か月未満 - 50 12か月以上 - 70